

添付法令資料 1 :

モロッコにおける政党助成金の配分及び支出の方法を定める
2012年7月5日付政令第2-12-293号(目次)

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 政党運営費の負担(第2条～第3条)
- 第3章 通常国会における政党組成費用の負担(第4条～第5条)
- 第4章 最終規定(第6条～第7条)

添付法令資料 2 :

韓国地震・地震津波・火山の観測及び警報に関する法律(目次)
2017年7月26日法律第14839号により一部改正 同日施行

- 第1章 総則(第1条ないし第4条)
- 第2章 地震・地震津波・火山の観測(第5条ないし第11条)
- 第3章 地震・地震津波・火山の警報(第12条ないし第16条)
- 第4章 地震・地震津波・火山の資料管理(第17条ないし第19条)
- 第5章 技術開発及び国内外の協力(第20条ないし第23条)
- 第6章 補則(第24条ないし第27条)
- 第7章 罰則(第28条ないし第30条)
- 附則

添付法令資料 3 :

国民から国家機関又は公務員に対し提出される申立て又は不服の解決に関する
1995年4月17日付モンゴル国法律(目次)
2017年最終改正

- 第1章 総則(第1条ないし7条)
- 第2章 申立て又は不服の提出(第8条ないし第11条)
- 第3章 申立て又は不服の受理、決定及び回答の付与(第12条ないし第18条)
- 第4章 その他の規定(第19条ないし第21条)

添付法令資料 4 :

証券引受人及び証券仲介人として事業活動を実施する証券会社のガバナンスの
適用に関する 2017 年 9 月 14 日付インドネシア共和国金融サービス庁規則

No.57/POJK.04/2017 (目次)

同月 26 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 株主の義務及び株主総会
 - 第 1 節 株主の義務 (第 3 条及び第 4 条)
 - 第 2 節 株主総会 (第 5 条ないし第 9 条)
- 第 3 章 取締役会及びコミサリス会
 - 第 1 節 取締役会の職務及び責任の履行 (第 10 条ないし第 17 条)
 - 第 2 節 コミサリス会の職務及び責任の履行 (第 18 条ないし第 28 条)
 - 第 3 節 取締役会及びコミサリス会の禁止事項 (第 29 条)
- 第 4 章 取締役会及びコミサリス会の報酬 (第 30 条)
- 第 5 章 企業倫理
 - 第 1 節 事業活動の実施における証券会社の行動 (第 31 条)
 - 第 2 節 証券会社の倫理規定及び取締役会又は監査委員会のガイドライン (第 32 条及び第 33 条)
- 第 6 章 内部統制 (第 34 条ないし第 39 条)
- 第 7 章 事業計画 (第 40 条ないし第 43 条)
- 第 8 章 違反報告システム方針及び顧客クレームシステム方針 (第 44 条及び第 45 条)
- 第 9 章 ウェブサイト (第 46 条ないし第 48 条)
- 第 10 章 報告 (第 49 条ないし第 56 条)
- 第 11 章 雑則 (第 57 条)
- 第 12 章 制裁規定 (第 58 条ないし第 60 条)
- 第 13 章 経過規定 (第 61 条ないし第 63 条)
- 第 14 章 終則 (第 64 条及び第 65 条)

添付法令資料 5 :

航海活動管理に関するベトナム航海法典の若干の条項の細則を定める
ベトナム政府の議定 (目次)

2017 年 5 月 10 日付第 58/2017/ND-CP 号議定 / 17.07.01 施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 3 条)
- 第 2 章 海港及び航路の管理
 - 第 1 目 海港及び航路の建設投資 (第 4 条ないし第 8 条)
 - 第 2 目 海港、オフショア・オイルガス・ポート、埠頭、栈橋、浮標並びに水区及び水域の命名及び名称変更の規定 (第 9 条及び第 10 条)
 - 第 3 目 海港、オフショア・オイルガス・ポート、埠頭、栈橋並びに各水区及び水域の開放及び閉鎖の公布 (第 11 条ないし第 21 条)
 - 第 4 目 ベトナム海域における海港、航路その他の構築物の管理及び開拓 (第 22 条ないし第 27 条)
 - 第 5 目 国家資本により投資された埠頭及び栈橋のインフラストラクチャーの管理・開拓 (第 28 条ないし第 37 条)
- 第 3 章 航海信号及び航海通報の管理
 - 第 1 目 航海信号 (第 38 条ないし第 42 条)
 - 第 2 目 航海通報 (第 43 条ないし第 60 条)
- 第 4 章 船舶活動の管理
 - 第 1 目 船舶活動に対する一般的要求 (第 61 条ないし第 71 条)
 - 第 2 目 船舶に対する手続に関する一般規定 (第 72 条ないし第 81 条)
 - 第 3 目 船舶に対する電子手続 (第 82 条ないし第 86 条)
 - 第 4 目 入国し、出国し、経由し、海港に到着し、及び海港から出航し、並びにベトナム海域において活動する海洋船舶に対する手続 (第 87 条ないし第 98 条)
 - 第 5 目 海港に到着し、及び海港から出航する内陸水路船舶の手続 (第 99 条及び第 100 条)
 - 第 6 目 航海灯標 (第 101 条ないし第 105 条)
- 第 5 章 航海の安全及びセキュリティ並びに環境保護
 - 第 1 目 航海の安全及び航海のセキュリティ (第 106 条ないし第 115 条)
 - 第 2 目 環境保護 (第 116 条ないし第 119 条)
- 第 6 章 航海活動管理における協力 (第 120 条ないし第 123 条)
- 第 7 章 施行条項 (第 124 条ないし第 126 条)